

### 教育長に橋本雅幸氏が就任(新任)

岡田芳典教育長が10月12日付で退任しました。これに伴い、橋本雅幸氏が教育長として市議会の同意を得て、市長から任命を受けて、10月13日付で就任されました。任期は、令和3年10月13日～令和6年10月12日の3年間です。橋本教育長は、昭和59年青梅市に就職。事業部業務課長、健康福祉部福祉総務課長、健康福祉部長兼福祉事務所長、環境部長、企画部長を歴任しました。



### 11月1日～3月31日はウォームビズ期間

冬の節電は、省エネ効果や二酸化炭素排出量の削減効果が夏よりも高いと言われています。冬を暖かく過ごす工夫をし、室温20℃でも快適に過ごせる「ウォームビズ」に取り組んでみませんか。市の取り組み  
職員は、カーディガンを着用するなど、清潔感のある暖かい服装で業務を行います。

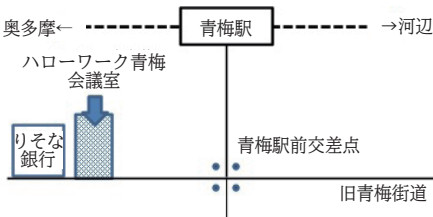
### 11月9日～15日 秋の火災予防運動

例年と比較して、令和3年に入ってから市内で火災が急増しています。これからの季節は空気が乾燥して火災が起こりやすくなるため、一層の注意が必要です。青梅市消防団から  
火災予防運動期間中、消防車出動中、消



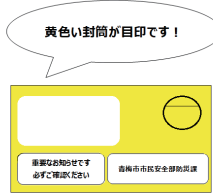
### ハローワーク青梅共催 お母さんの就職応援セミナー

子育て中のお母さんの就職について考えるセミナーです。11月29日(月) 午前10時～正午。会場 ハローワーク青梅外部会議室(仲町296-1) ※駐車場あり。テーマ 自分を知ること。就職テクニックを身に付けよう。定員 先着20人(予約制) 費用無料 講師 ハローワーク青梅就業支援ナビゲーター 持ち物 筆記用具 申し込み 1日～26日に電話 ☎20・18554でハローワーク青梅就業相談



### 避難行動要支援者支援制度

市では災害対策基本法に基づき、災害発生時にみづから避難することが困難で、避難するために支援を必要とする方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、避難支援に役立てています。8月10日付で、対象の方へ黄色い封筒で避難行動要支援者制度の同意確認書を送付していますので、届いた方は中の書類を確認し、返信用封筒にて必ず返送をお願いします。



※同封した同意確認書に記入のうえ、返送してください。

### 高齢者スマートフォン教室

高齢者の方を対象に、スマートフォンに関する講義や操作体験を行います。11月10日(水)、12日(金) ①午前9時～正午、②午後1時～4時。会場 中央図書館多目的室。対象 スマートフォンを利用していない、または通話等の基本機能のみ利用している60歳以上の都民。費用無料 各回20人(抽選) 申し込み 各開催日の1週間前までに次のいずれかの方法でスマートフォン普及啓発事務局へ ☎電話 ☎03・3804・3381(月～金曜日) 午前9時～午後5時

### ブロック塀等撤去費用補助制度

ブロック塀等の倒壊は、通行の障害となるだけでなく、生命に関わる事故につながるおそれもあります。倒壊事故を未然に防止するためにも、ブロック塀等を所有・管理している方の責任として、適切な維持管理をお願いします。市では、ブロック塀等の全部または一部を撤去する場合の費用の一部を補助しています。補助対象 次の要件をすべて満たすこと



補助対象のブロック塀

震災時に倒壊したブロック塀

### お詫びと訂正

広報おうめ10月15日号2面「みどりのカーテンコンテスト審査結果発表」で写真の表記に誤りがありました。個人部門最優秀賞賞状「個人部門最優秀賞」と「個人部門最優秀賞(西東京農業協同組合賞)」の写真の表記



が入れ替わっていました。お詫びして訂正します。問い合わせ 環境政策課 係

### 傍聴にお出かけください

	青梅市行政財政改革推進委員会	青梅市国民健康保険運営協議会	子ども・子育て会議
日時	11月5日(金) 午後1時30分から	11月11日(木) 午後1時30分から	11月15日(月) 午後2時から
会場	市役所議会議棟3階 第3委員会室	市役所議会議棟3階 大会議室	市役所2階 災害対策本部室
内容	委員長の選任および今後のスケジュールについてほか	令和4年度青梅市国民健康保険税について ほか	第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画について ほか
定員	先着5人	6人(抽選)	5人(抽選)
傍聴受付	当日の午後1時15分～25分に会場入り口で	当日の午後1時～1時15分に会場入り口で	当日の午後1時30分～45分までに会場入り口で
その他			託児を希望する方は、4日の午後5時までに子育て推進課へ
問い合わせ	財政課	保険年金課給付係	子育て推進課子育て推進係

### テレワークスペースの整備に補助金を交付します

市では、今後のコロナを見据えた施策として、テレワークを推進しています。この一環として、市内にテレワークオフィスを整備する事業者、または既存店舗の一部を改修しテレワーク用スペースを整備する事業者に対し、整備費用の一部を補助します。条件 不特定多数の者が利用できること、三環環境等が整備されていること等。補助対象経費 テレワークオフィスの整備に直接かか